下限面積について(農地法第3条第2項第5号による別段の面積)

農地の権利取得に際しての要件の一つに下限面積要件があります。砂川市では、権利取得後の経営面積が1.5~クタール以上となるよう、砂川市農業委員会が定めています。この下限面積は「毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表することとされていますので、本年度の検討結果をお知らせします。

農地法第3条第2項第5号による別段の面積(下限面積)について、今年度は修正の必要性はなしとし、次のとおりとする。

① 設定区域 砂川市

② 設定面積 1.5ヘクタール

③ 適用法令 農地法施行規則第17条第1項

【平成28年7月開催第25回砂川市農業委員会定例総会にて決定】



農業者年金に加入しませんか

安定した老後を迎えるためには自ら事前準備しておくことが肝心です。農業者年金に加入 して、安心できる老後生活を送りましょう。

~加入要件~

- ・20歳から60歳まで
- ・年間60日以上農業に従事する方
- 国民年金の第一号被保険者(保険料納付免除者除く)
- ※経営者だけでなく、配偶者や後継者などの家族農業 従事者の方もそろって加入することができます。



~おすすめポイント~

•選べる保険料

月額2万~6万7千円の間で保険料を千円単位で自由に選択できるため、無理なく加入できます。

終身保険だから安心

終身保険の上、万が一受給権者や加入者が80歳未満に亡くなられた場合には、80歳までに 受取ると仮定した金額を遺族が**死亡一時金**として受け取れます。

・税制面での大きな優遇措置

納めた保険料の全額が社会保険控除の対象となるので、納めた保険料の約15~30%の節税になります。さらに、支払われる年金にも公的年金控除が適用されるので経済的です。

独立行政法人農業者年金基金HPから年金額のシミュレーションが出来ます。 関心のある方は是非お試しください。

(URL: http://www.nounen.go.jp/nounen/nenkingaku/web.html)

※詳細は、農業委員会(54-2121 内線354)
またはJA新すながわ 営農課(54-3181)にお問い合わせください。